

豊田市農業委員会議事録

令和5年2月27日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和5年2月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室3に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 8号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第10号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第11号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第14号 農地中間管理事業の「農用地利用配分計画案」について
- 議案第15号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (18名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	_____
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	6番 近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番 梅村 逸次
10番	水野 省治	11番	梅村 貢司	12番 中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番 伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	18番 杉田 雅子
19番	横条 鈞			

< 欠席委員 > (1名)

3番 西山弥太郎

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主査	井上 貴道	主査	杉本 一浩	主査	伊藤 寿信
主査	鈴木 彩	主査	岩月 彰弘		

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、3番、西山弥太郎委員の1名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

9番、梅村逸次委員、10番、水野省治委員、以上2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第7号から第15号までの審議案件9件とその他報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第7号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

9番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

10番、池田町の件。

担当推進委員の柘植委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

11番、畝部西町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

12番、若林東町の件。

担当推進委員の原田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

13番、駒場町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

14番、舞木町の件。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

15番、舞木町の件。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

16番、鍛冶屋敷町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

17番、松平町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

18番、貝津町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第7号で上程されました10件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第7号は承認決定されました。

続いて、令和5年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

1番、岩滝町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は住宅等そ

の他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、2番、堤本町の件、農業用倉庫です。農用区域内農地です。判断基準は農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第8号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第8号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

18番、今町の件、有料老人ホームです。第3種農地です。判断基準は水管、
下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね5
00メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、19番、元宮町の件、宅地分譲（進入路）です。第2種農地で
す。判断基準は上挙母駅からおおむね1キロメートル以内かつ同施設を中心に
申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の
目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。

続きまして、20番、長興寺の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準
は水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、お
おむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 3件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、21番、池田町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基
準は他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

なお、以降、同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の
目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、22番、畝部東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断

基準は水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の西山委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、23番、若林東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、24番、駒新町の件、建売住宅（庭）です。第3種農地です。

判断基準は街区に締める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、25番、青木町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題ございません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、26番、東広瀬町の件、残土処分場（一時転用）です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、27番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、28番、田振町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準はその他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、29番、稲武町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に稲武支所が存在する区域です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

林委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、30番、伊保町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

横桑委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準につきましては、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

豊田市農業委員会会議規則第10条において、議事参与の制限の規定があり、委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、そ

の議事に参与することができないこととなっております。

本議案第29番の稲武町の案件については、杉田雅子委員がこの規定に該当しますので、この案件については、当該委員を外して審議をいたします。

杉田委員、退席をお願いします。

(杉田委員退席)

会 長： 続いて、申請番号29番の稲武町の案件について、委員の皆さんの質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第9号で上程されました申請番号29番について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。
杉田委員の入室を認めます。

(杉田委員着席)

会 長： 続いて、申請番号29番を除く12件について、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第9号で上程されました申請番号29番を除く12件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第9号の全ての案件について適当である旨、承認されました。

令和5年議案第10号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年第10号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

2番、池田町の件、変更内容は、事業目的変更及び事業者変更です。

本件は、平成25年6月20日付第5条許可を分家住宅で得ました。しかし、事業費が当初計画より増額となり、資金が調達できず、事業を中断しました。今後、資金調達が困難であることから事業を断念し、事業者変更と事業目的変更により事業完了を図るものです。なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされており、既に議案として上程済みです。

お願いします。

築山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 他に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第10号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第10号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第11号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第11号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

1番、日南町の件、主たる従事者の死亡のためです。

担当推進委員の石川委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第11号において上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： 挙手多数と認めます。

よって、議案第11号は承認決定されました。

令和5年議案第12号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年第12号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
3番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第12号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第12号は承認決定されました。
令和5年議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年3月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第13号資料①は、利用権の総括表になります。議案第13号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第13号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも

令和5年3月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、117筆、13万5,369平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長：特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第13号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長：ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第13号は承認決定されました。

令和5年議案第14号「農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について」。

農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：令和5年議案第14号「農地中間管理事業の農用地利用配分計画案について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画について、農業委員会の意見を求めます。

議案第14号資料を御覧ください。

今回、資料のとおり、利用権設定中の4名、5筆、5,929平方メートルの農地について、権利の移転を行うものです。

この農用地利用配分計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構は、それを基に農用地利用計画を定め、県に提出、県が認可、公告といった手順の後、権利が移転されます。

以上です。

会 長： 農政企画課の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第14号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。
よって、議案第14号は承認決定されました。
令和5年議案第15号「耕作放棄地の農地、非農地判断について」。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第15号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。
別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地
に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、8ページから9ページを御覧ください。

今回、松平、足助、下山地区の合計で33筆、1万1,770.93平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に
該当しないと判断します。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第15号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第15号は承認決定されました。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案14ページ及び別紙配付資料10ページ及び11ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について。

14番、秋葉町の案件から、16ページを御覧ください、18番、花園町の案件までの5件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

1番、東保見町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案18ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

2番、寿町の自己用住宅の案件から5番、下市場町の駐車場の案件までの4件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

1番、花園町に分譲宅地の案件から22ページを御覧ください。16番、浄水町の自己用住宅の案件までの16件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時23分)

議事録署名者
